

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

制定附則	備考
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の深川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の深川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>（重要事項の掲示に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新指定介護予防支援等基準条例第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅介護支援等基準条例第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。</p>	<p>施行は公布日からとし、改正後の2条例の規定は、令和6年4月1日から適用とする。</p> <p>「書面掲示」規制の見直しについては、令和7年度から義務付けとする経過措置。</p>